

薬 第 1624 号
平成 26 年 7 月 24 日

関係団体 各位

石川県健康福祉部長
(公 印 省 略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四
に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

平素から、本県の薬務行政にご理解ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成 26 年 7 月 15 日付け薬食発 0715 第 1 号をもって、厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、貴団体関係部署等への周知方よろしくお願い申し上げます。

(事 務 担 当)
薬 事 衛 生 課
薬 事 ・ 麻 薬 グ ル ー プ
徳 田 貴 裕
Tel: 076 (225) 1442
Fax: 076 (225) 1444

薬食発0715第1号
平成26年7月15日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第79号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

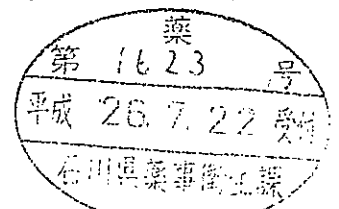
記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる2物質は、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められた。

同2物質は平成26年6月24日に東京都豊島区において発生した事故の容疑者が使用したと見られる、いわゆる脱法ドラッグから検出された物質である。



このため、さらなる脱法ドラッグの使用による被害を防止するため、指定手続の特例（法第77条第1項）により、同物質を新たに法第2条第14項に規定する指定薬物として指定した。

- ① N-（1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-（シクロヘキシルメチル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② メチル=2-[1-（5-フルオロペンチル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類

（2）指定された物質を含む物

（1）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

（1）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（2）法第69条第4項に規定する試験の用途

（3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

（4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布日から起算して10日を経過した日（平成26年7月25日）から施行する。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働七九)

省 令

○厚生労働省令第七十九号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十四項、第七十六条の四及び第七十七条第一項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第百十八号を第百二十号とし、第九十四号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第九十三号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五 メチルニ―(―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド)―三―メチルブタノアール及びその塩類

第一条中第九十二号を第九十三号とし、第十七号から第九十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 NI―(―アミノ―三―メチル―オキシブタン―ニール)――(シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令の一部改正)

2 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「第一条第三十二号」を「第一条第三十三号」に、「第三十三号を第三十二号」を「第三十四号を第三十三号」に、「第三十四号から第百十八号」を「第三十五号から第百二十号」に改める。